

2025年8月18日

東京労働局長 増田嗣郎 殿

東京地方労働組合評議会女性セクシ
議長 結城 裕子

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議 ～こんな低い最低賃金では、女性は貧困から脱出することが出来ません 最低賃金額の抜本的見直しを～

東京地方最低賃金審議会が8月7日に答申した「東京都最低賃金審議会の改正決定」は、時間額1,226円となっています。過去最高の引き上げ額とはいえないものの中央最低賃金審議会の低すぎる目安額から1円たりとも引き上げがありません。異常な物価高で苦しむ労働者を顧みない答申額に対し、異議を申し立てます。

審議会では、最賃近傍に働く当事者が直接意見陳述をする機会がないだけでなく、傍聴機会も限られました。私たちは今年も最賃引き上げにむけて個人意見を集めましたが、「どこまで我慢したらいいのか、我慢も限界」「みんな悲鳴をあげている」「子どもがいつまで経っても独り立ちできない」「年金が少ないため70歳を過ぎても未だに働いている」など、物価高のなかで生活するのが精一杯、最賃の大幅引き上げを切望する声が多く寄せられていました。

今回答申された最賃額では、健康で文化的な生活を営むことは到底できません。私たちの声をきちんと反映した議論がなされたのか、異常な物価高をどう考慮したのか、最賃近傍で働く労働者の生活を想定した金額なのか、甚だ疑問です。また、石破首相が掲げる2020年代までに全国平均1,500円という目標も、このままの引き上げペースだと達成不可能です。

私たちが2019年に行った最低生計費試算調査を物価高騰の状況を踏まえてアップデートした結果、都内で普通に働き暮らすためには、時間額2,000円は必要との結果が出ました。本来賃金は「8時間働けば経済的な心配なく暮らせる水準」が必要ですが、答申された時間額1,226円では貧困と格差の解消ができません。女性や若者の貧困が将来にわたって放置されることになります。

今年6月、世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数を発表しました。日本は148ヶ国中118位と、G7では相変わらず最下位です。とりわけ、経済分野での遅れが顕著で、男女の賃金格差の是正が大きな課題となっています。女性労働者の半数以上は非正規雇用で働き、その半数が年収200万以下と、多くの女性が最賃近傍で働いています。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は5割以下です。最低賃金の引き上げは、女性労働者の賃金底上げにつながります。

実質賃金が上がらないなか、物価高で大きな打撃を受け、生活が立ちゆかなくなる労働者が増えています。このような時だからこそ、諸外国のように国や都が中小零細企業への直接的な支援を行い、賃金の下限である最低賃金を大幅に引き上げていくことが必要です。最賃2,000円は、最低限の生活に必要な金額で、かつ現状を打開していくために必要なものです。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう、強く促すことを求めます。

東京労働局長 増田 嗣 郎様

2025年8月22日

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京

呼びかけ団体

・下町ユニオン ・郵政産業ユニオン 東京地方本部
・全国一般全国協議会 ・めぐろユニオン ・練馬全労協

『東京都最低賃金の低額・低率・密室改定に異議を申し立てます』

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃(以下東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の63円(5.4%)引き上げを答申しました。私たち最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京は、7月17日東京最低賃金大幅引き上げの要請を行い、意見書を提出しました。

2025年東京最低賃金の審議にあたり、以下要請します。

- 1: 東京最低賃金を100円以上引き上げ、2026年までには1500円以上に引き上げること。
- 2: そのために、年2回最低賃金改定を行うこと。
- 3: 中央最低賃金審議会の目安によるのではなく、「全国」と「東京」を比較した検討数値に基づき 東京の最低賃金を検討すること。
- 4: すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料・議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。
- 5: 東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、審議員公募・意見陳述 実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。
- 6: 2025年審議にあたり、広く「意見書」を求めること。最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京はこの意見を提出し、東京地方最低賃金審議会での口頭意見陳述を求めます。

しかし8月7日の答申に向けて、第449回審議会と計6回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されていません。私たちの要請への回答は全くなく、意見がどう取り上げられてのかも全く不明です。このため答申内容に異議を申し立てます。

1、全国一低額(63円)、低率(5.4%)の東京最賃引き上げはあまりに低すぎます

8月4日、中央最低賃金審議会は25最賃改定の目安(以下、「中賃目安額」と略)を全国63円/64円としました。8月12日現在、鳥取県の7円をはじめ15都道府県中10県で中賃目安に各県で上乘せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。

しかし東京地方審議会は、13年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。一度も上乘せが無かったのは、47都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は全国一の低額・低率の引き上げになっています。

2、密室の中賃目安どおり答申で、「実質賃金低下」の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は、東京では全労働者の4分の1以上にあたりますが、今回の最低賃金5.4%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、「実質賃金低下」です。審議の内容が全く非公開ですので、東京の実情をつかみ最低賃金を検討しているのか疑問です。公開の審議会での再審議を求めます。

以上

東京労働局長
増田 嗣郎 様

東京医療労働組合連合会
委員長 嘉瀬 秀治

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24 年の診療報酬と介護報酬改定に 24 年 2.5%、25 年 2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24 春闘、25 春闘では他産業が軒並み 5 ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の東京都最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円以上は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上

2025 年 8 月 18 日

異議申し出書

東京土建一般労働組合
中央執行委員長 中村 隆幸

東京地方最低審議会が東京労働局長に対して行なった、63 円引き上げて（引上げ率 5.42%）、時間額 1,226 円とする旨の答申に異議を申し上げ、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。以下の理由によります。

理由

私たちは、都内 11 万人の建設従事者を組織する建設労働組合です。

2025 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出ています。答申の 63 円の引き上げ、時間額 1,226 円は、およそ 700 円も下回り、まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金を 1,500 円以上、さらに、調査結果に基づき生活に必要な水準まで大幅に引き上げることを求めます。

国は、2024 年、第三次・担い手 3 法（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）を改正しました。適正な水準の労務費等の確保と賃金の行き渡りが目的です。低賃金、長時間労働にあった建設技能労働者は、入職者が減り、高齢化が進みました。今後の担い手の確保が困難となり、それにより、社会インフラの整備が滞り、国民・住民の安全、安心な生活環境を維持しえなくおそれがあるからです。この法改正に即して、今春、国土交通省と建設業団体は技能労働者の賃金について、「おおむね 6%上昇」を申し合わせています。

このように、国として賃金引き上げを進めている中で、私たちは 6%でも十分と思っ
ていませんが、今回の引上げ率 5.42%は、その 6%さえを下回っており、私たちとしては納
得いくものではありません。

最低賃金を大幅に引き上げて、まともな生活を保障してください。また、第三次・担い
手 3 法の目的をふまえて、その施行を確実なものにするためにも、最低賃金の大幅な引き
上げを求めます。

つきましては、東京労働局長におかれては再度諮問を行なって頂き、審議会での建設的
な議論によって、中小零細企業への支援とともに、労働者・国民が求める最低賃金の大幅
引き上げを実現してください。

以上